



ホソカワミクロングループ コンプライアンス憲章

本憲章は、企業活動を行う上でホソカワミクロン株式会社およびそのグループ企業のすべての役員・従業員が遵守し、実践すべき普遍的な規範を定める。

基本理念

ホソカワミクロン株式会社およびそのグループ企業のすべての役員・従業員は、「粉体技術連峰の形成」により、常にグローバル・リーディングカンパニーであり続け、プロセス機器、システムエンジニアリング、および新素材の開発、製造、実用化等により、次世代先端産業を創出し、「粉体技術連峰」の新たな展開を実現し、社会から信頼され、必要とされる企業集団をめざします。

行動指針

ホソカワミクロン株式会社およびそのグループ企業のすべての役員・従業員は、基本理念の実現にあたって、次に掲げる行動指針に基づいて行動します。

1. 国内外の法令を遵守し、公正で健全な企業活動を行ないます。
2. 関係官庁との健全、正常な関係保持に努め、全ての企業取引において、公正、公平を旨とします。
3. すべての役員・従業員は、提供する商品・サービスの内容や会社の経営情報について正しく開示し、説明することに努めます。
4. すべての役員・従業員は、お互いの人権、人格を尊重し、安全で明るい職場づくりに努めます。
5. すべての役員・従業員は、業務遂行にあたっては、環境問題に留意し、環境に悪影響を与えることのないように努めます。
6. 社会的良識を備えた善良な企業市民として行動します。
7. 反社会的な勢力、団体に対し毅然とした態度で臨みます。